

令和4年度「日本一美酒県 山形」フェア実行委員会協賛取扱要領

(総則)

第1条 この要領は、「日本一美酒県 山形」フェア（以下「フェア」という。）の開催に際し、企業及び各種団体等（以下「企業等」という。）から協賛の申出があった場合の取扱について、必要な事項を定めるものである。

(協賛事業)

第2条 協賛とは、企業等が次の各号に掲げる事業を実施することをいう。

- (1) 資金協賛 「日本一美酒県 山形」フェア実行委員会（以下「本委員会」という。）に対し、資金を提供すること。
- (2) 物品協賛 本委員会に対し、物品等（施設利用を含む。）を提供すること。
- (3) その他事業協賛 その他、本委員会が必要と認める事業に協力すること。

(募集方法)

第3条 協賛募集は、企業等への訪問、文書送付及びホームページへの掲載等により行うものとする。

(募集期間)

第4条 協賛の募集期間は、この要領を施行した日から当該年度に実施するフェアの1か月前までとする。

(協賛の特典（権利）)

第5条 第2条に規定する協賛事業を実施する企業等（以下「協賛者」という。）に対し、別表のとおり協賛事業の内容に応じた特典（権利）を付与するものとする。

(ロゴマーク等の使用)

第6条 前条に規定する協賛の特典（権利）により、本委員会の定めるロゴマーク及び呼称を使用する場合は、次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 公序良俗に反して使用してはならないこと。
- (2) ロゴマークについては、デザインの変更を行わないこと。
- (3) 原則として、フェアの広報活動に使用する場合並びに無償で交付する記念品類等に使用する場合以外に使用してはならないこと。

2 前項に違反する場合は、当該協賛者のロゴマーク使用権及び呼称権を取り消す場合がある。

(謝意表明の実施)

第7条 一定額相当以上の協賛を行った企業等に対しては、礼状、感謝状贈呈等による謝意表明を実施する。

(協賛の申込み)

第8条 企業等が協賛を申し出る場合は、あらかじめ本委員会に「「日本一美酒県 山形」フェア実行委員会協賛申込書（様式第1号）」を提出するものとする。

(協賛の受諾)

第9条 前条に規定する協賛申込みがあった場合、本委員会は、協賛申込みを行った企業等（以下「申込企業等」という。）が、次の各号のいずれにも該当しないと認められるときは、当該申込みを受諾する。

- (1) 団体活動として、暴力主義的破壊活動を過去に行った又はその恐れがあると認められる場合
- (2) 協賛を特定の政治・思想・宗教等の活動を目的に利用する又はその恐れがあると認められる場合
- (3) 法令及び公序良俗に反する又はその恐れがあると認められる場合
- (4) フェアの品位を傷つける又はその恐れがあると認められる場合
- (5) 本取扱要領に反する場合
- (6) その他、山形県広告掲載要綱に照らし、本委員会が不相当と認める場合

2 本委員会は、申込企業等が、前項の各号のいずれかに該当する場合は、当該申込みを受諾しないこととし、申込企業等に通知する。

(協賛事業の変更・追加)

第10条 第8条に規定する協賛申込み後において、申込企業等が協賛事業の内容を変更又は追加する場合は、本委員会に「「日本一美酒県 山形」フェア実行委員会協賛(変更・追加)申込書(様式第2号)」を提出するものとする。

(協賛申込みの取下げ)

第11条 第8条に規定する協賛申込み後において、申込企業等が協賛申込みを取り下げる場合は、本委員会に理由を記載した文書を提出するものとする。

(協賛承諾の取消し)

第12条 協賛承諾後において協賛者が第9条第1項各号のいずれかに該当することが認められた場合、本委員会は、当該協賛者に対する協賛承諾を取り消し、通知するものとする。

(その他)

第13条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和4年7月1日から施行する。

(別表)

協賛の特典（権利）一覧

No.	協賛規模 特典 (権利)内容	プラチナ 50万円 (相当)以上	ゴールド 20万円 (相当)以上	シルバー 10万円 (相当)以上	ブロンズ 5万円 (相当)以上
1	試飲チケット(2,500円)の贈呈	30枚	20枚	10枚	5枚
2	フェアホームページへの協賛者名掲載	○	○	○	○
3	フェアプログラムへの協賛者名掲載	○ (ロゴ)	○ (ロゴ)	○	○
4	協賛物品への協賛者名、 広告掲載	○	○	○	
5	会場へ設置するスポンサー ボードへの協賛者名掲載	○	○	○	
6	フェアホームページへの バナー広告掲載及び 協賛者ホームページへの リンク設定	○	○		
7	ロゴマーク使用権及び 呼称権	○	○		

【留意事項】

- 1 物品協賛の場合、換算額は市場販売価格によるものとする。
- 2 その他事業協賛の場合、換算額は実施に要する費用によるものとする。
- 3 同一協賛者による複数回の協賛があった場合、協賛規模は合計額による。
- 4 各媒体への協賛者名の掲載サイズは、協賛規模に比例する。
- 5 第6条第1項第3号（呼称権）については下記の例によるものとする。
(例)
 - ・「(協賛者名)は、「日本一美酒県 山形」フェアに協賛しています。」
 - ・「(協賛者名)は、「日本一美酒県 山形」フェアを応援しています。」その他、上記以外の表現を希望する場合は、あらかじめ本委員会に問い合わせるものとする。
- 6 No.3及びNo.5については、協賛承諾の時期により、特典(権利)を受けることができない場合がある。
期限については、本委員会ホームページにおいて公表する。
- 7 掲載する広告の範囲に関しては、山形県広告掲載要綱及び山形県広報媒体広告掲載基準の取扱いの例による。
- 8 本委員会は、広報等において協賛者の利益に資するよう努めるものとする。